

- 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて
 (令和5年3月31日付け4経営第3236号農林水産省経営局金融調整課長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 実施要綱別記1の第3の(1)、第3の(2)のイ及びウの事業に関する要件</p> <p>① (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>② 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益(法人にあつては、農業売上高(以下同じ。))、所得率(農業所得(法人にあつては、経常利益)</p>	<p>2 実施要綱別記1の第3の(1)、第3の(2)のイ及びウの事業に関する要件</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長(平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成30年7月14日政令第211号)で定める地区に限る。)から受けたもの(令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。)</u></p> <p>③ <u>令和元年台風第19号による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長(令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年10月18日政令第129号)で定める地区に限る。)から受けたもの(令和2年度までに保証契約を締結したものに限る。)</u></p> <p>④ 資金を必要とする農業者であつて、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益(法人にあつては、農業売上高(以下同じ。))、所得率(農業所得(法人にあつては、経常利益)</p>

を農業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表(別記様式)で融資機関が確認できたもの(実施要綱別記1の第2第1項の(1)の資金及び実施要綱附則第2項による廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知。以下「旧基盤強化要綱」という。)第2の1の(3)に規定する併せ貸しは、令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、令和6年度までに保証契約を締結したものに限る。)

③～⑤ (略)

3 実施要綱別記1の第3の(1)のア及び第3の(2)のイの(ア)に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率

対象の区分	推定事故率	推定回収率
(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)	(削る。)
<u>記の2の②</u> 実施要綱別記1の第2第1項の (1)の資金	(略)	(略)
<u>記の2の②</u> 実施要綱別記1の第2第1項の (2)及び(3)の資金	(略)	<u>29.4%</u>

を農業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表(別記様式)で融資機関が確認できたもの(実施要綱別記1の第2第1項の(1)の資金及び実施要綱附則第2項による廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知。以下「旧基盤強化要綱」という。)第2の1の(3)に規定する併せ貸しは、令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。)

⑤～⑦ (略)

3 実施要綱別記1の第3の(1)のア及び第3の(2)のイの(ア)に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率

対象の区分	推定事故率	推定回収率
(略)	(略)	(略)
<u>記の2の②</u>	<u>2.2%</u>	<u>19.6%</u>
<u>記の2の③</u>	<u>5.0%</u>	<u>57.0%</u>
<u>記の2の④</u> 実施要綱別記1の第2第1項の (1)の資金	(略)	(略)
<u>記の2の④</u> 実施要綱別記1の第2第1項の (2)及び(3)の資金	(略)	<u>28.0%</u>

記の2の③	(略)	(略)
記の2の④	(略)	(略)
記の2の⑤	(略)	59.0%

記の2の⑤	(略)	(略)
記の2の⑥	(略)	(略)
記の2の⑦	(略)	58.0%

4 実施要綱別記1の第3の(2)のアの事業に関する要件
(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

4 実施要綱別記1の第3の(2)のアの事業に関する要件

① 平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成28年度までに保証契約を締結したものに限る。)

② 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。)

③ 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。)

④ 平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。)

⑤ 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

(削る。)

① (略)

② 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高（以下同じ。）、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別記1の第2第1項の（1）の資金及び旧基盤強化要綱第2の1の（3）に規定する併せ貸しは、令和4年度までに保証契約を締結したものに限り、新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、令和6年度までに保証契約したものに限り。）

③～⑥ (略)

⑦ 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受

による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限り。）

⑥ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限り。）

⑦ (略)

⑧ 資金を必要とする農業者であつて、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高（以下同じ。）、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別記1の第2第1項の（1）の資金及び旧基盤強化要綱第2の1の（3）に規定する併せ貸しは、令和4年度までに保証契約を締結したものに限り。）

⑨～⑫ (略)

⑬ 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受

けたもの (令和6年度までに保証契約を締結したものに限る。)

⑧ 令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの (令和6年度までに保証契約を締結したものに限る。)

⑨～⑪ (略)

⑫ 令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による被害(⑨を除く。)を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

別記様式

原油価格・物価高騰等の影響状況確認表

(削る。)	(削る。) (削る。)
(略)	(略)

(注) (略)

(留意事項) (略)

附 則

この通知の改正は、令和7年4月1日から施行する。

けたもの

⑭ 令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

⑮～⑰ (略)

⑱ 令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による被害(⑮を除く。)を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

別記様式

影響状況確認表

<u>該当するすべての項目にチェック</u>	<input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響 <input type="checkbox"/> 農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響
(略)	(略)

(注) (略)

(留意事項) (略)